

令和5年中に発生した製品火災に関する調査結果

予防課

1. 製品火災対策の推進について

近年、製品事故に対する国民の関心は高くなっており、それに伴い、消費者の視点に立った行政サービスの実現が強く求められています。このような状況を踏まえ、平成21年9月に内閣府の外局として消費者庁が発足し、消費者安全法が施行されて以降、製品事故対策による消費者の安心・安全の確保は、より政府全体の重要課題として推進されてきました。

消防庁におきましても、自動車等、電気用品及び燃焼機器といった国民の日常生活において身近な製品が発火源となる火災について、情報の収集を行い、四半期ごとにその内容を公表するとともに、当該情報を関係機関と共有し、連携することにより、製品火災対策に継続して取り組んでいます。

2. 令和5年中に発生した製品火災に関する調査結果について

令和5年中に発生した製品火災（自動車等、電気用品及び燃焼機器の不具合により発生したと消防機関により判断された火災）について、製品ごとの発生件数*1について図及び表1のとおり取りまとめました。

製品火災は自動車等が21件、電気用品が143件、燃焼機器が18件となっています。

なお、電気用品の火災のうち最も多く発生しているのはバッテリー、燃焼機器の火災のうち最も多く発生しているのはガストーチバーナーでした。

※1 令和5年の件数は令和6年5月31日時点の速報値。このほかに消防機関が出火原因を調査中のものが87件ある。以下同じ。

図：最近5年間における製品火災件数の推移 単位：〔件〕

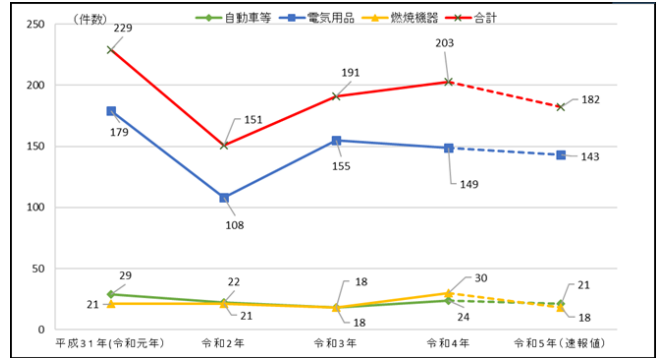


表1：令和5年中の製品火災の調査結果

単位：〔件〕

	自動車等	電気用品	燃焼機器	全体
製品火災	21	143	18	182
製品の不具合により発生したか否か特定に至らなかった火災	283	635	75	993

※1 使用者の使用法の不良及び自然災害に起因する火災は、本調査で集計する製品火災には含まれない。

※2 表1のほかに令和5年中に発生した製品火災で、消防機関が出火原因を調査中のものが87件ある。

3. 今後の取組について

製品火災対策を推進し、類似火災の発生を防止するためには、製品火災の情報を広く国民に周知するとともに、消防機関が行う火災原因調査等により製品に係る火災の出火原因を究明し、出火原因に応じた火災の再発防止対策を講ずることが大変重要です。このため、消防庁では、製品火災に関する調査結果を公表するとともに、全国の消防機関が行う火災原因調査に対し専門的な知見や資機材による鑑識等の技術支援を行うなど、消防機関の調査技術の向上や火災原因調査・原因究明体制の充実・強化を推進しているところであり、今後も関係機関との連携強化を図りつつ、消費者の安心・安全の確保に努めてまいります。

問合せ先

消防庁予防課
TEL：03-5253-7523